

平成 22 年 4 月 2 日

### 企業会計基準公開草案第 42 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準（案）」

企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（最終改正平成 21 年 3 月 27 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p>企業会計基準第 17 号 「セグメント情報等の開示に関する会計基準」</p> <p style="text-align: right;">〔昭和 63 年 5 月 26 日〕 企業会計審議会第一部会 改正平成 20 年 3 月 21 日 改正平成 21 年 3 月 27 日 <u>最終改正平成 XX 年 XX 月 XX 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準第 17 号 「セグメント情報等の開示に関する会計基準」</p> <p style="text-align: right;">〔昭和 63 年 5 月 26 日〕 企業会計審議会第一部会 改正平成 20 年 3 月 21 日 最終改正平成 21 年 3 月 27 日  企業会計基準委員会</p>
<p><b>会計基準</b> <b>セグメント情報の開示</b> <b>報告セグメントの決定</b> <b>量的基準</b></p> <p>16. ある事業セグメントの量的な重要性の変化によって、報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更する場合には、その旨及び前年度のセグメント情報を当年度の報告セグメントの区分により作り直した情報を開示しなければならない。ただし、前年度のセグメント情報を当年度の報告セグメントの区分により作り直した情報を開示することが実務上困難な場合（本会計基準では、必要な情報の入手が困難な場合や、当該情報を作成するために過度の負担を要する場合には、実務上困難なものとする。以下同じ。）には、セグメント情報に与える影響を開示することができる。</p>	<p><b>会計基準</b> <b>セグメント情報の開示</b> <b>報告セグメントの決定</b> <b>量的基準</b></p> <p>16. ある事業セグメントの量的な重要性の変化によって、報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更する場合には、その旨及びセグメント情報に与える影響を開示しなければならない。</p>

公開草案	現行
<p><b>セグメント情報の開示項目と測定方法</b>  <b>組織変更等によるセグメントの区分方法の変更</b></p> <p>27. 企業の組織構造の変更等、企業の管理手法が変更されたために、報告セグメントの区分方法を変更する場合には、その旨及び前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を開示するものとする。ただし、前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を開示することが実務上困難な場合には、当年度のセグメント情報を前年度の区分方法により作成した情報を開示することができる。</p>	<p><b>セグメント情報の開示項目と測定方法</b>  <b>組織変更等によるセグメントの区分方法の変更</b></p> <p>27. 企業の組織構造の変更等、企業の管理手法が変更されたために、報告セグメントの区分方法を変更する場合には、その旨及び前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を開示するものとする。ただし、前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を開示することが実務上困難な場合（本会計基準では、<u>必要な情報の入手が困難</u>であって、<u>当該情報を作成するために過度の負担を要する場合には、実務上困難なものとする。</u>以下同じ。）には、当年度のセグメント情報を前年度の区分方法により作成した情報を開示することができる。</p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p>39. <u>(削除)</u></p> <p><u>(平成 XX 年改正会計基準)</u>  39-2. <u>平成 XX 年改正の本会計基準（以下「平成 XX 年改正会計基準」という。）の適用時期は、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）と同様とする。</u></p>	<p><b>適用時期等</b></p> <p>39. 本会計基準の適用にあたり、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 1 号「セグメント情報の開示に関する会計手法」等については、改廃を検討することが適当である。</p> <p>(新設)</p>

公開草案	現行
<p><b>結論の背景 検討の経緯</b></p> <p>44-3. 平成 XX 年改正会計基準は、平成 21 年 12 月に公表された企業会計基準第 24 号を踏まえ、所要の改正を行ったものである。</p>	<p><b>結論の背景 検討の経緯</b></p> <p>(新 設)</p>
<p><b>セグメント情報の開示 報告セグメントの決定 集約基準及び量的基準</b></p> <p>76. 事業セグメントの量的な重要性が変化した結果、報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更する場合には、前年度のセグメント情報との比較可能性を確保するため、その旨及び前年度のセグメント情報を当年度の報告セグメントの区分により作り直したものと比較して開示することとした。ただし、後者を開示することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響を開示することができる。この影響の開示には、当年度のセグメント情報を前年度の区分方法により作成した情報を開示することが含まれると考えられる(第 16 項参照)。</p>	<p><b>セグメント情報の開示 報告セグメントの決定 集約基準及び量的基準</b></p> <p>76. 事業セグメントの量的な重要性が変化した結果、報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更する場合には、その旨及びセグメント情報に与える影響を開示するものとした(第 16 項参照)。この場合、前年度のセグメント情報を、当年度の報告セグメントの区分により作り直したものと比較して開示することも考えられる。</p>
<p><b>会計上の変更又は過去の誤謬の訂正を行った場合</b></p> <p>97-2. 企業会計基準第 24 号に従い、財務諸表の遡及処理(「遡及処理」とは、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により、過去の財務諸表を遡及的に処理することをいう。)を行う場合は、前年度のセグメント情報等について、遡及処理の影響を反映した情報を開示することに留意が必要である。</p>	<p>(新 設)</p>

以 上